

偽変造・盗難キャッシュカード被害の補償について

株式会社 北都銀行

平成 18 年 2 月 10 日より施行される「偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(以下 預金者保護法)に先立ち、平成 18 年 1 月 1 日(日)から「偽造・盗難キャッシュカードによる被害に対する補償」を以下のとおり実施します。

< 補償範囲 >

偽変造・盗難キャッシュカード被害につきましては、預金者保護法に基づく補償はもちろんのこと、法の趣旨を尊重し、法律が規定していない被害についても当行補償基準に基づき補償を実施いたします。

(1) 預金者保護法に基づく補償

個人のキャッシュカードの偽変造・盗難による不正引き出し被害については、預金者保護法の指定する範囲内で補償いたします。ただし、お客さまのキャッシュカードと暗証番号の管理状況により補償額が減額される場合や、補償されない場合があります。

(2) 預金者保護法規定外の補償(当行補償制度による補償)

以下の被害は預金者保護法の補償対象外ですが、当行補償制度に基づき補償いたします。ただし、お客さまのキャッシュカードと暗証番号の管理状況により補償額が減額される場合、補償されない場合があります。

(被害形態)		預金者保護法に基づく補償	預金者保護法規定外の補償
対象カード		個人のキャッシュカード	法人カード・ローンカード
偽造・変造		原則全額	100 万円まで補償
盗 難	利用者に過失なし	原則全額	100 万円まで補償
	利用者に過失あり	被害額の 75%	被害額の 75% (上限 100 万円)
	利用者に重大な過失	補償なし	補償なし
紛失・恐喝・デビット取引		預金者保護法の対象外	100 万円まで補償 (個人のキャッシュカード含む)

以上